

企業防衛
保有契約高

20兆

TKC西東京山梨会マスターズ研修会「特別講演」より

TKC会計人としてやるべきことに全力で取り組む 企業防衛でも全てのお客様に温度差なく満腹作戦で

企業防衛制度推進委員会では、TKC全国会運動方針第1フェーズの2年間、「きぼうのStep」を実践し、保険指導の標準業務化に取り組む事務所の拡大を目指しています。その上で、委員会戦略目標の達成を目指すための具体的な戦略として、事務所層別の戦略的支援を展開しています。今回は、マスターズ会員（TKC企業防衛制度保有契約高50億円以上）における就業不能保障推進拡大のための事務所体制構築をテーマに、本年10月にTKC西東京山梨会で開催されたマスターズ研修会での畑義治会員（TKC静岡会）講師による特別講演の内容をご紹介します。

TKC会員事務所が保険指導を行う理由

飯塚毅TKC全国会初代会長が示されたように、保険指導はTKC会員事務所の正当業務です。TKCシステムの徹底活用と月次巡回監査により、関与先の正確な財務情報と、リスクや経営戦略等の非財務情報を把握しているTKC会員事務所だけが適正な保険指導を行うことができるのです。

もちろん、保険指導の実践にあたっては、TKC活動の徹底が前提です。月次巡回監査、TKCモニタリン



講師の畑義治会員

グ情報サービス、TKC方式の書面添付、継続MAS予算登録等を実践する体制があるからこそ、保険指導を、より価値のある「経営助言」として関与先に提供できるのです。

坂本孝司TKC全国会会長は、巡回監査の本質は「三現主義（現地・現物・現人）」であると唱えられています。この考え方は保険指導においても同様です。月次巡回監査を通じた関与先との「顔の見える関係」により、「親身となった」保険指導を徹底的に実践していかなくてはなりません。

【三現主義】

①現地（現場）

少なくとも毎月関与先を訪問し、その事業活動の現場に身を置いて事業の実態を把握する。臨場感ある現地でこそ、気づける事実があります。

②現物（証拠）

事実認定を行うために、領収書、請求書、契約書などの証憑類を確認するとともに、必要に応じて実際の「モノ」を確認する。すべての仕訳が取引の経済実態、すなわち「真正の事実」を正確に反映しているかを確かめる姿勢です。

③現人（顔の見える関係）

経営者、経理担当者、各取引の責任者と直接対話し、意図や背景を把握する。必要に応じて、会計・税務の視点から指導も行います。

（第52回TKC全国役員大会坂本会長講演より）

TKC企業防衛制度との出会い

昭和62年4月1日、関与先「ゼロ」で開業しました。当初は関与先を拡大することだけで頭の中が一杯だった私の素っ気ない対応にもめげず、大同生命の担当者がよく事務所を訪問してくれました。支社長やスタッフの、企業防衛制度推進

TKC企業防衛制度導入の8原則

第1原則【内親の一人としての助言・指導】

関与先の防衛問題を、関与先の経営者の内親の一人として、親身になって解決してやるのだとの純粋かつ崇高な使命感から助言し指導すること。

第2原則【純粋かつ断固たる指導者の態度】

先生は相手方の妄想、思惑、風当たりを考え、及び腰で説得する、との態度を絶対に避け得ていること。

第3原則【会計・税務・経営の指導者の態度】

先生は保険会社の外務員でもなければ、保険会社の代弁者でもない。会計・税務の専門家であり、経営の指導者である。ただ、資本制社会の制度としての保険の一種類を、最も有利に関与先のために活用せんとするだけだ、との態度を絶対に堅持すること。

第4原則【満腹作戦の実施】

企業防衛制度の契約指導に当たっては、満腹作戦をとること。

第5原則【適正額算出による指導】

関与先企業における保険適正額を予め算出して指導に当たること。

第6原則【議事録の作成】

先生は保険加入説得の時点で、関与先に対し、保険契約成立と同時に法的に有効な議事録作成のアフターサービスを実施する旨を、厳然と伝えておくこと。

第7原則【会計人としての保険指導】

先生は保険会社の外務員ではなく、保険契約指導の会計人なので、いささかでも勧誘的な感触を関与先に与えないよう厳然たる指導者の態度を崩さず、堂々と胸を張って行動すること。

第8原則【関与先企業に最も有利な保険の指導】

関与先企業に保険契約を指導する場合には、常にその時点で、関与先に最も適切有利なものに的を絞り、それ以外は薦めない態度を堅持すること。

事務所全員で取り組むための体制構築

また、事務所では、正確な経理処理を行うために、全ての関与先に対して保険証券を確認し保険料の内訳書を作成しています。こうした基本活動の積み重ねが関与先との信頼関係の構築につながるのです。

企業防衛は全ての関与先に温度差なく実践しなくてはなりません。

そのためには、事務所全員で取り組むための体制構築が重要です。事務所では、次の取り組みを行っています。

① 保険指導理念の啓蒙

毎月開催している推進会議では、冒頭、全員で『TKC企業防衛制度導入の8原則』を唱和し、さらに所長が自らの言葉で職員に解説することで、事務所全体の理念の啓蒙につなげています。特に、第4原則「満腹作戦の実施」については、死亡保険だけでなく就業不能リスクや介護リスクも含めた『トータル保障』の視点が不可欠であることを徹底して伝えています。

② 推進会議における進捗状況の確認

推進責任者主導で準備・運営する推進会議では、各担当者が事前に推進責任者からヒアリングを受けたうえで会議に臨みます。会議では、年毎に設定した業務所目標の進捗確認を行い、関与先ごとの標準保障額の充足状況とトータル保障の加入状況を確認しています。また、事務

所としての最適な指導内容を決定するために、各担当者は先輩からのアドバイスも積極的に活用しています。

③ 決算報告会での保険指導の徹底

現在、事務所の92%の関与先で決算報告会を開催しています。決算報告会では、1年間の経営成果を確認することに加え、重点課題の整理、翌期の見通し（経営計画）の策定等を行っています。その際、必ず標準保障額を説明し、過不足に対する保険指導を行います。この取り組みを通じて、ほぼ全ての関与先経営者がリスクに対する認識を深めています。

最も重要なことは、所長の方針

TKC会計人として、関与先完全防衛の実現を目指しています。そのためには、全関与先に対して温度差なく保険指導を実践しなくてはなりません。そして、その実践にあたっては事務所全員で取り組み、目標達成するための体制構築が重要です。先生方におかれても、体制構築の重要性をご認識いただき、所長自ら先頭に立って取り組んでいただきたいと考えています。所長の強い想いなくしては、体制構築は実現できません。事務所は、これからもTKC会計人としてやるべきことに全力で取り組んでいきます。